

(改正法附則第三条第十六項第二号及び第三号の政令で定める金額)
第二十九条 改正法附則第三条第十六項第二号及び第三号の規定により国庫に納付するものとして政令で定める金額は、総務大臣が財務大臣に協議して定める金額とする。
(納付金の帰属する会計)

第三十条 改正法附則第三条第十六項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

(通信・放送機構の解散の登記の嘱託等)

第三十一条 改正法附則第三条第一項の規定により通信・放送機構が解散したときは、総務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

(持分の払戻しの請求期間等)

第三十二条 改正法附則第四条第一項の政令で定める期間は、平成十六年三月一日から同月三十日までとする。

2 改正法附則第四条第二項の政令で定める日は、平成十六年三月三十一日とする。

(旧通信・放送承継勘定に属する資産に係る評価委員の任命等)

第三十三条 改正法附則第四条第五項の評価委員は、次に掲げる者につき総務大臣が任命する。

一 総務省の職員 一人

二 財務省の職員 一人

三 通信・放送機構の役員(通信・放送機構が解散した後は、通信・放送機構の役員であつた者) 一人

四 学識経験のある者 二人

2 改正法附則第四条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 改正法附則第四条第五項の規定による評価に関する庶務は、総務省情報通信政策局情報通信政策課において処理する。

(特許法等の適用に関する経過措置)

第三十四条 研究機構は、次の各号に掲げる特許料、割増特許料、手数料、登録料及び割増登録料の納付については、それぞれ当該各号に定める規定の政令で定める独立行政法人とみなす。

一 研究機構の成立前に独立行政法人通信総合研究所(以下「研究所」という。)がした特許出願又は国際出願(特許協力条約に基づく国際出願等)に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第二条に規定する国際出願をいう。

に係る特許料、割増特許料及び手数料 特許

法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。)第一条の規定による改正前の特許法(昭和三十四年法律第二十一号)第七十七条第二項

二 研究機構の成立前に研究所がした実用新案登録出願に係る登録料、割増登録料及び手数料 平成十五年改正法第二条の規定による改正前の実用新案法(昭和三十四年法律第二百三十三号)第三十一条第二項

三 研究機構の成立前に研究所がした意匠登録出願に係る登録料、割増登録料及び手数料 平成十五年改正法第三条の規定による改正前の意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)第四十二条第二項

四 研究機構の成立前に研究所がした商標登録出願及び商標権の存続期間の更新登録の申請に係る登録料、割増登録料及び手数料 平成十五年改正法第四条の規定による改正前の商標法(昭和三十四年法律第二百七号)第四十条第三項(同法第四十一条の二第五項において準用する場合を含む。)

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二十六条から第三十三条までの規定は、公布の日から施行する。

(通信・放送機構法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定による貸付金の償還期間等を定める政令の廃止に伴う経過措置)

第二条 改正法附則第三条第一項の規定により研究機構が承継した通信・放送機構法の一部を改正する法律(平成十一年法律第三十九号)附則第二条第一項の規定による貸付金の償還期間、償還方法及び償還期限等については、なお従前の例による。

(電波法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 研究機構は、改正前の電波法施行令第七條第一号に掲げる独立行政法人が平成十六年四月一日前に免許の申請をした無線局に限り、電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第四百四条第一項の政令で定める独立行政法人とみなす。

総務大臣 麻生 太郎
財務大臣 谷垣 禎一
内閣総理大臣 小泉純一郎

条 約

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十六年一月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

条約第一号

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 適用範囲

1 この条約及びこの条約の附属議定書は、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれの第二条に共通して規定する事態(ジュネーヴ諸条約の追加議定書I 第一条4に規定する事態を含む。)について適用する。

2 この条約及びこの条約の附属議定書は、1に規定する事態に加え、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれの第三条に共通して規定する事態についても適用する。この条約及びこの条約の附属議定書は、暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。

3 締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、この条約及びこの条約の附属議定書に規定する禁止及び制限を適用しなければならない。

4 この条約又はこの条約の附属議定書のいかなる規定も、国の主権又はあらゆる正当な手段によつて、国の法律及び秩序を維持し若しくは回復し若しくは国の統一を維持し及び領土を保全するため政府の責任に影響を及ぼすことを目的として援用してはならない。

5 この条約又はこの条約の附属議定書のいかなる規定も、武力紛争が生じている締約国の領域内における当該武力紛争又は武力紛争が生じている締約国の国内問題若しくは対外的な問題に直接又は間接に介入することを、その介入の理由のいかんを問わず、正当化するために援用してはならない。

6 この条約及びこの条約の附属議定書を受諾した締約国でない紛争当事者に対するこの条約及びこの条約の附属議定書の規定の適用は、当該紛争当事者の法的地位又は紛争中の領域の法的地位を明示的又は黙示的に変更するものではない。

7 2から6までの規定は、二千二年一月一日以後に採択される追加の議定書に影響を及ぼすものではなく、当該追加の議定書は、この条との関係において、これらの規定の適用範囲を適用し、除外し又は変更することができる。

内閣総理大臣 小泉純一郎
外務大臣 川口 順子